

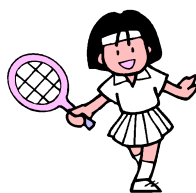
身延ジュニアソフトテニスクラブ 総会資料

日時 令和6年3月20日(水)
書面開催

- 前年度事業報告について P 1
- 前年度決算報告について P 2
- 新年度役員の選出について P 3
- 新年度事業計画について P 4
- 新年度予算について P 5
- 指導方針等について P 6
- その他
- スポーツ安全保険 P 7
- ジュニア名簿 P 8
- 登録用紙(P10)の提出、
年間部費(3,000円)納入(4/21まで) P 9



部費は規約で5,000円ですが、諸収入が見込まれるので本年度も3,000円とします。



令和5年度事業報告

開催日	事業内容	備考
令和5年4月1日(土)	前年度活動実績、新年度事業計画等提出	生涯学習課
令和5年4月2日(日)	新年度練習開始	
令和5年4月16日(日)	スポーツ大会	
令和5年5月14日(日)	交通安全街頭指導	
令和5年5月29日(月)	スポ少代表者会議	下山分館
令和5年8月4日(金)	花火大会	
令和5年10月22日(日)	あけぼの大豆収穫配付	
令和5年12月17日(日)	クリスマス練習会	
令和6年1月14日(日)	新年初練習(中止)	
令和6年2月26日(月)	スポ少指導者育成事業	総合会館
令和6年3月20日(水)	総会(書面開催)	
令和6年3月31日(日)	卒団式	
令和6年3月31日(日)	本年度活動実績、新年度事業計画等提出	生涯学習課

令和5年度身延ジュニアソフトテニスクラブ収支決算書

収入の部

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
繰越金	52,761	52,761	0	前年度繰越金
クラブ費	57,000	63,000	6,000	ジュニア 16人×3,000円=48,000円 指導者 5人×3,000円=15,000円
補助金	40,000	90,000	50,000	町体育協会から補助金 60,000円(指導者資格更新料一部補助含) 体協ソフトテニス部からボール代 30,000円
その他	1,000	34,000	33,000	体協夜練習参加者負担金他
合計	150,761	239,761	89,000	

支出の部

科目	予算額	決算額	比較増減	摘要
テニスボール	30,000	0	30,000	
練習用品	10,000	0	10,000	
日本スポーツ少年団登録料	12,500	32,200	△ 19,700	ジュニア14人×500円+指導者5人×1,000+システム使用料200円(退団者含・6月以降入団者含まない) 指導者資格更新料一部補助10,000円×2人
財団法人スポーツ安全協会保険掛金	20,450	22,900	△ 2,450	ジュニア17人×800円=13,600円 指導者4人×1,850円=7,400円 指導者1人1,200円、振込手数料700円(退団者含)
事業費	70,000	76,775	△ 6,775	枝豆収穫代・クリスマス練習会茶菓子代、卒団記念品代他
事務費	2,000	698	1,302	インク代他
予備費	5,811	0	5,811	
合計	150,761	132,573	18,188	

収入済額 239,761 円

支出済額 132,573 円

差引合計 107,188 円

差引き残金は翌年度に繰り越します。

令和6年3月20日

身延ジュニアソフトテニスクラブ 会計 伊藤京子

会計監査報告

身延ジュニアソフトテニスクラブ保護者会規約第6条の規定により、令和5年度収支決算について、令和6年3月13日に会計関係書類を監査したところ、適正に処理されていたことを認めた。

令和6年3月20日

会計監事 小林真由美

役員等(案)

役職	氏名	住所	備考
代表	山本要	西嶋	役員
副代表	伊藤京子	熊沢	役員
保護者会長	佐野修司	飯富	役員
保護者会副会長	千須和健太	下山	役員
会計	伊藤京子	熊沢	役員
監督	山本要	西嶋	役員
ヘッドコーチ	伊藤京子	熊沢	役員
1号コーチ	佐野勇夫	飯富	
	渡辺直人	大炊平	
2号コーチ	佐野百合子	飯富	
3号コーチ			
4号コーチ			

保護者会(案)

保護者会長	佐野修司	飯富	
保護者会副会長	千須和健太	下山	
監事	佐野圭一	下山	

令和6年度事業計画（案）

- 下記の計画は予定です。活動を変更、延期、中止する場合があります。実施の際はおって連絡します。
- 教育施設のイベント参加、文化学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動などを考えていきます。（規4）

月日	事業内容	備考1	備考2
4月7日(日)	練習開始		
4月28日(日)	親子スポーツ大会（テニス、ドッジボール、野球など）		
8月2日(金)	花火大会		
10月20日(日)	あけぼの大豆収穫体験		
12月22日(日)	クリスマス練習会		
1月12日(日)	新年初練習		
3月30日(日)	総会		
9月	秋の交通安全運動街頭指導協力	実施日は後日連絡します。	
	スポ少会議		

※GW,お盆、年末年始は練習を中止します。

- 皆様にご協力をお願いする場合があります。その際は宜しくお願いします。

令和6年度予算（案）

【収入】

(単位：円)

項目	金額	単価	人数等	備考
前年度繰越金	107,188	107,188		
クラブ費	#REF!	3,000	#REF!	ジュニア
	15,000	3,000	5	指導者
補助金	40,000	40,000		町スポーツ協会
その他	1,000	1,000	1	中学生ナイター練習参加費
計	#REF!			

【支出】

(単位：円)

項目	金額	単価	人数等	備考
テニスボール	30,000	30,000	1	名入れ練習球10ダース
練習用品等	10,000	10,000	1	グリピタほか
日本スポーツ少年団登録料	#REF!	500	#REF!	ジュニア
	5,000	1,000	5	指導者
財団法人スポーツ安全協会保険掛け金	#REF!	800	#REF!	ジュニア
	9,250	1,850	5	指導者
事業費	70,000	70,000	1	スポーツ大会、花火大会、あけほの大豆収穫体験、クリスマス練習会、卒団式ほか
事務費	2,000	2,000	1	式
予備費	45,438		1	式
計	#REF!			

※必要に応じ別途負担金をお願いする場合があります。

ソフトテニス指導方針等

【指導基本方針】

- ・時間を守り、挨拶、礼儀、責任感、自主性を養い、チームメイト、指導者、保護者との交流により、豊かな人間関係が育つよう活動することを方針とします。(規4)
- ・子どもの健全育成が目的ですので、練習と家庭・学校・地域活動が重なる場合は家庭等を優先してください。(規3)
- ・スポーツは本来楽しいものです。笑顔のある楽しいソフトテニスを心がけます。
- ・練習は基本的に週1日とします。2日連続の練習等は控えるようにします。

【技術指導方針】

- ・基本を指導していきます。
- ・遊び感覚で運動神経を高め、ソフトテニスの技術を身につけます。
- ・練習中は、いつでも水分を摂るように、また疲れたらコーチに伝え、すぐに休むよう指導しています。
- ・真面目にコツコツと取り組むよう指導します。
- ・細かい技術指導はしません。メニューで育てます。
- ・ランク分けせず同じメニューとします。(子供同士の一体感。低学年には緩い球出し等で対応)
- ・みんなと楽しくできる練習を工夫します。
- ・遊びやゲームを取り入れて、飽きさせないようにします。
- ・ソフトテニスの基礎となる敏捷性とフットワーク身に付け、ひたむきに、我慢とメリハリのあるプレイヤーを目指します。(伸び代のあるプレイヤー)
- ・練習が終わりましたら、コート整備・トイレ等の掃除もしていきたいと思っておりますので承知しておいてください。

◇以上を基本方針としています。気がついた点があればバージョンアップしていきます。

【練習会場等】

- ・練習は甲南Gで日曜の午前中を基本とします。(8:30~12:00完全解散)
- ・練習は8:30から開始します。寝過ごし遅刻は厳禁です。早寝早起きをしましょう。

【持ち物】

- ・キャップ(女子も必着。白を基調としたもの。※後日スポ少団員証を配付します。縫い付けてください。)
- ・飲み物(各家庭で十分用意してください。夏は冷凍するなど工夫してください)
- ・ラケット
- ・テニスシューズ(室内シューズを別に用意)
- ・タオル
- ・その他(ご家庭で判断してください。)

【体調確認等】

- ・練習には万全の体調で参加してください。「少し調子が悪いので様子を見てください」の願いはNGです。
- ・練習を欠席する場合の連絡は不要です。

【保護者の見学】

- ・時間がありましたら子どもを見守ってあげてください。
- ・見学はコート外でお願いします。

【レベルアップ】

上達には反復練習が必要です。クラブでは日曜練習の他に体協とともに中高生らと下記のとおり練習を行っています。さらに上達したいと思う人は参加してください(低学年でもOK)但し指定練習ではないので怪我等の場合の保険適用はありません。一切自己責任であることを承知のうえご参加ください。

- 水曜日練習(中高生一般 19:30~21:30 甲南コート)
- 金曜日練習(身延中テニス部 19:30~21:30 甲南コート)
- 土曜日練習(中高生一般 19:00~21:30 甲南コート)



令和6年度
(2024年度)

スポーツ安全保険のしおり

4名以上の団体・グループ
でご加入ください

この「しおり」は、スポーツ安全保険の概要を説明したものですので、団体構成員の皆様にもお渡しください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象

スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う団体・グループがご加入いただけます。

スポーツ安全保険は、団体・グループ活動（社会教育活動）に安心をお届けする補償制度です。

公益目的事業としてスポーツ安全協会が加入の取りまとめ機関・契約者となり、東京海上日動を幹事会社とする損害保険会社8社（裏面参照）との間で保険契約を締結しています。

傷害保険 急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償

賠償責任保険 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償

突然死葬儀費用 突然死（急性心不全、脳内出血などによる死亡）に際し、親族が負担した葬儀費用を補償

(注) ご加入いただけない団体の例

※ 家族だけで活動する団体 ※ プロスポーツを行う団体 ※ 営利活動を行う団体（会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できません。)

対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象（学校および保育所の管理下を除く。）

△ 学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

団体での活動中

団体活動への往復中

加入手続きを行った「団体の管理下」における「団体活動中」の事故
※ 個人活動中の事故も補償するワイドコースの加入区分もあります。

加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中の事故
※ 自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないこと、学校の長の証明書が必要となります。学校管理下かどうかは、学校の長の判断によります。

2 補償期間

掛金の支払日が令和6年3月31日以前の場合
令和6年4月1日午前0時から

掛金の支払日が令和6年4月1日以降の場合
掛金の支払日の翌日午前0時から

令和7年3月31日午後12時まで

※ 大規模団体加入方式または翌月一括追加方式の要件を満たす団体の追加加入手続きの場合、団体への入会手続き完了時から有効です。

3 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※ 傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

団体活動を行う4名以上の方々でご加入ください。加入者ごとに加入区分をご選択ください。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動 ※ 加入手続きをいただいた団体の活動に限ります。	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬儀 費用保険 支払限度額	
				死亡	後遺障害 (最高)	入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)			
子ども (中学生以下 JUNIORHIGH SCHOOL以下)	A1	▶ スポーツ活動 ▶ 文化・ボランティア・地域活動	800円	3,000万円	4,500万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円	
大人 (高校生以上)	C	▶ スポーツ活動 (指導・審判を含む) ※ A2区分で対象となる活動も補償	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円	
	B	▶ 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※ スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※ A2区分には65歳以上の方も加入できます。	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円			
	A2	▶ 文化・ボランティア・地域活動 ▶ 準備・片付け・応援・団体の送迎 ※ スポーツ活動中の事故は対象となりません。 ※ A2区分には65歳以上の方も加入できます。	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円			
全年齢	D	▶ 危険度の高いスポーツ活動(指導・審判を含む) アメリカンフットボール、山岳登山など	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円	
ワイド コース	子ども (中学生以下 JUNIORHIGH SCHOOL以下)	AW	▶ A1区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(学校管理下を除く。)も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	1,450円	3,100万円	4,650万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
				▶ 補償額 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	対象外
	大人 (高校生以上)	CW	▶ C区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	4,850円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
				▶ 補償額 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	対象外
		BW	▶ B区分の補償となる団体活動に加え、 個人活動(就業中および学校管理下 を除く。)も対象 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	5,000円	700万円	1,050万円	2,800円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円ただし、 対人賠償は1人1億円	180万円
				▶ 補償額 上段: 団体活動中およびその往復中の補償額 下段: 上記以外(個人活動等)の補償額	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	対象外

注1 年齢の判断は、「令和6年4月1日」を基準とします。

年間掛金には、制度運営費(10円)が含まれます。

当しおりは、スポーツ安全保険の概要を記したものです。ご加入の際には必ず「スポーツ安全保険のあらまし」および「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳細は保険約款および特約書によりますが、ご不明な点につきましてはスポーツ安全協会または東京海上日動までお問い合わせください。

身延ジュニアソフトテニスクラブ加入登録用紙

(※継続加入者は変更点のみ記入してください。)

令和 年 月 日

身延ジュニアソフトテニスクラブ代表殿

申込者(保護者)氏名

印

身延ジュニアソフトテニスクラブ規約を理解し加入したいので申し込みます。

項目	ジュニア欄	指導者欄
(ふりがな)		
氏名		
性別	男・女	男・女
生年月日	年 月 日	年 月 日
学校名		*****
学年	年	*****
(ふりがな)		
保護者氏名		
住所		
固定電話番号		
携帯電話番号		
携帯メールアドレス		
その他報告事項		
(持病など 裏面使用可)		

※注意・・・申し込みにあたっては、「身延町ジュニアソフトテニスクラブ規約」を検索し、規約の内容をよく理解してから申し込んでください。